



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 東アジア競争法における不公正取引規制の諸問題                                                            |
| Author(s)        | 稗貫, 俊文                                                                            |
| Description      | 特集 : 東アジア競争法における不公正取引規制の実務と教育について                                                 |
| Citation         | 新世代法政策学研究, 13, 73-84                                                              |
| Issue Date       | 2011-11                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/47586">https://hdl.handle.net/2115/47586</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | HJNGLP013_008.pdf                                                                 |



## 東アジア競争法における 不公正取引規制の諸問題

稗 貫 俊 文

### 序論——公正取引について

東アジア各国における不公正取引の規制の課題は競争法の中で重要な位置を占めており、規制の考え方も多様である。日本の不公正取引の正式の規制の件数は少ないが、競争への有意な影響をもつ有力な事業者の不公正取引を中心に規制している。韓国では規制件数は多いが、必ずしも有力な事業者の行為だけを規制しているわけではない。台湾の不公正取引の規制も件数が多く、規制される行為の種類は韓国や日本より多様である。中国では、反独占法に不公正取引を規制する独自の条文はなく、体系的にもそれを容れる余地はないが、反不正当竞争法による規制の必要は唱えられている。

東アジアにおける不公正取引の規制の課題は、韓国や台湾の市場支配的地位の濫用規制や日本の私的独占の規制に関連して、欧米には見られない歪みを生み出してきたように思われる。すなわち、市場支配的地位の濫用規制や私的独占の規制は、本来、市場における有効な競争に悪影響をもつ行為を規制するものであるが、例えば、韓国では、市場支配的地位の濫用規制（法3条の2）は取引相手や競争者に悪影響をもたらす不公正取引の規制（法23条）と同様のものと位置づけられ、最近まで、市場の競争への悪影響を見ることはなかった。台湾でも同様である。日本では、私的独占（法3条前段）の規制は、市場の競争への悪影響を見るけれども、それを公正競争阻害性に該当するものと低く評価して、私的独占に相応しい事件でも不公正な取引方法（法19条）として規制することが少なくなかった。

この結果として、韓国や台湾では、市場支配的地位の濫用規制における競争制限効果の検討の必要性は意識されず、日本でも私的独占の規制における違反行為や市場影響の検討が深まることがなかった。

本稿は、第1に、東アジアでは、不公正取引や不公正競争の規制が市場の競争への悪影響を見ずに規制していることを顔廷棟・銘傳大学副教授や中山武憲・名古屋経済大学教授の研究に依拠して明らかにしたい。これにより、東アジアでは、日本を含んで、不公正取引を広く規制することに相当強い行政需要があることが理解され、それに公正取引委員会がなんとか応えている姿が見えてくるだろう。第2に、東アジアにおいては不公正な取引方法の規制が規制全体の中で大きな位置を占めていることが、逆に、私的独占の規制や市場支配的地位の濫用規制における行為の違法性の評価や反競争効果の分析の議論を深めるのを妨げたという問題を指摘したい。しかしながら、第3に、最近になって、韓国でも日本でも、私的独占の規制や市場支配的地位の濫用規制を不公正な取引方法の規制と切り離し、グローバル・スタンダードに適う法運用に改善する動きが始まっていることを明らかにして、新しい課題にも言及したい。

なお、本稿は、顔廷棟（銘伝大学副教授）、中山武憲（名古屋経済大学教授）の論文に負うものが大きいことを示し、また、様々な機会における権五乗（ソウル大学教授）や、鄭浩烈（元・成均館大学教授、韓国公正取引委員会委員長）の報告にも示唆を得ていることを示して、感謝したい。

## （1）世界の競争法と不公正取引

不公正取引の規制の課題は2008年の ICN 第7回京都年次会議京都（ICN 7th Annual Conference, Kyoto, Japan April 14-16, 2008）において取り上げられ、「優越的な交渉上の地位の濫用に関するタスクフォース」による「優越的な交渉上の地位の濫用」報告が行われた<sup>(注1)</sup>。この会議では非常に興

<sup>(注1)</sup> Task Force for Abuse of Superior Bargaining Position, “ICN Special Program for Kyoto Annual Conference: Report on Abuse of Superior Bargaining Position.” 7th Annual Conference Kyoto, Japan April 14-16, 2008 (<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/uploads/library/doc386.pdf>).

味深い結果が示された。ドイツやフランス、イタリア、オーストリアなど大陸法の国は競争法の中に不公正取引の規制を設ける国が多かった。韓国、日本、台湾など東アジアや東南アジアの国も、チリなど南米の一部も、ロシアのような体制転換国も、競争法の中に不公正取引の規制を設けている。他方、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、米国などアングロサクソン系で判例法主義の国ではそのような規定はなく、これらの国の法律家は、不公正取引の規制の問題は競争法の課題ではなく、契約法や不法行為法の問題であると述べている。ここに不公正取引の規制についての異なる法文化の存在が示唆されるのである。

では、改めて、東アジアで不公正取引はどう扱うべきなのか。すなわち、今までのように公正取引委員会の仕事としてよいか。他の行政機関に不公正取引の規制を任せるべきか。あるいは私的紛争として裁判所に委ねるべきか。この議論に入る前に、不公正取引の規制の内容は日本では一律に論じられない面があるので、まずは概念の整理が必要であろう。

## （2）不公正取引・不公正競争と自由競争阻害

不公正取引とは何か。この課題を日本の独禁法における不公正取引の法概念から考えると多義的で複雑になる。そこで日本の独禁法から離れて、不公正競争、自由競争阻害という概念と対比しながら、不公正取引とは何か考えてみよう。

権五乗教授が2004年に神戸で行った講演によれば<sup>(注2)</sup>、不公正取引、不公正競争、自由競争阻害は、それらの被害の内容で一応区別できるという。公正取引が害されれば取引の相手方の利益が損なわれ、公正競争が害されれば競争者の利益が損なわれ、自由競争が害されれば市場の競争秩序が損なわれる。被害の内容は不公正取引の被害のように具体的で直接的で目に見えるものから、自由競争阻害の被害のように抽象的で間接的で目見えにくいものまであり、損害の内容は同質ではない。不公正取引や不公正競争

<sup>(注2)</sup> シンポジウム「アジア市場における持続可能な競争秩序の多様性に向けて」の「質疑応答」における権教授の発言。神戸法学雑誌55巻1号137頁以下、168～170頁（2005年6月）参照。

争の規制は東アジアの人々に理解されやすく支持されやすいが、権五乗教授によれば、自由競争阻害の規制は韓国の人々に理解しがたく、支持され難いという。この簡単な区分は明快であり、以下の議論のためには、この区別で十分であろう。

たしかに、この整理には異論もありうるだろう。被害の内容で3つの概念を明確に区分できるほど事態は簡単ではないかもしれない。取引相手に被害をもたらす不公正取引は同時に競争者に被害をもたらす不公正競争になることがあるし、不公正競争は、それが市場支配的事業者によって行われれば、自由競争を阻害することにもなりうる。こうして同じ事業者の同じ行為が異なる側面で異なる被害を発生させる可能性を秘めている。さらに、事業者の行為を安易に不公正取引や不公正競争として規制すれば、規制当局の規制それ自体が自由競争に被害を与えうるリスクも見逃せない。

しかし、本論文の議論のためには、権五乗教授に従って、被害の内容から公正取引、公正競争、自由競争の概念を有効に区別できれば十分である。この区分によれば、後述するように、不公正取引や不公正競争の規制に重きを置くことが東アジア競争法の特徴となっているといえよう。そのために公正取引委員会の負担が大きくなっていることから、東アジアの競争法においては「不公正取引の規制の課題を公正取引委員会以外の行政機関に委ねるべきか、あるいはそれを裁判所に委ねて、公正取引委員会は自由競争の擁護の仕事に徹すべきである」という議論が常に行われている。

### （3）東アジア競争法と不公正競争・不公正取引

概していえば、競争法とは、独占行為やカルテルや企業結合を規制することで、市場における自由な競争を確保することを第一義的な任務とする法律であるといつてよいであろう。この任務をもたない競争法はグローバル・スタンダードの競争法ではない。しかし、逆に、各国や地域をみると、独占行為やカルテルや企業結合だけを規制するのが競争法であるという理解は狭すぎるであろう。既にみたように、世界の多くの国では不公正取引や不公正競争の規制も競争法の不可欠の任務としている。東アジアでもそうである。

不公正取引の概念は、すでに述べたように、日本の独禁法から出発して考えると多義的で不明確なところがあり、いたずらに議論を妨げる危険がある。すなわち、日本の独禁法では、不公正な取引方法の規制は、私的独占や不当な取引制限の規制と合わせて、禁止規定の三本柱とされ、これに合併、株式取得などの企業結合規制が加わって独占禁止法の禁止規定の体系ができています。そして私的独占や不当な取引制限が「競争の実質的制限」をもたらす行為として禁止されるのに対して、不公正な取引方法の規制は、その程度にまで至らない自由な競争への有意な悪影響をもたらす行為として禁止される。すなわち、この意味での不公正な取引方法の規制は、不公正な取引方法の規制と言いながら取引の相手方の利益が損なわれることなく、「公正競争阻害」といいながら競争者の利益が損なわれることなく、「抽象的で間接的で目に見えにくい」自由競争の制限の初期段階を規制対象とすると説明される。言葉と内容が合致していないのは米国反トラスト法（クレイトン法）の独占の萌芽理論（Incipency Theory）を継受したことの影響が依然として残っているからだろう。しかし、これで不公正な取引方法の説明は終わらない。

日本の公正取引委員会の「公正競争阻害性」の説明はさらに複雑で理解しがたいものになる。不公正な取引方法の規制の効果要件たる「公正競争阻害性」は、公正取引委員会の説明では、上記の萌芽理論による、①競争の実質的制限まで至らない程度の自由競争減殺のほか、②不公正と評価されるべき競争手段、③自由な競争の基盤を侵害するもの（取引上の優越した地位の濫用）を含むとされている。これは公正取引委員会により指定された不公正な取引方法の旧一般指定の全16項の内容を分析した結論であり、それ自体は間違いのない現状の認識である。問題は不公正な取引方法がこのような内容でよいかということである。同じ「公正競争阻害性」という概念の中に、権五乗教授が3つに区別した相互に異質な概念がすべて含まれている。とくに③の不公正取引は、必ずしも自由競争とは関係がないのに、競争との体系的な整合性を保つために「自由な競争の基盤を侵害するもの」として自由競争と無理に関係づけられている。このような多義性が日本の公正競争阻害性の理解を難しくしている。

日本では、質の異なる①、②、③を公正競争阻害として統一的に捉えるのは適切でないという経済法研究者が少なくない。③の不公正取引に関す

る行為は独禁法から外して、民事訴訟にゆだねるべきであるという者がいるし、②の不公正競争に行為も、市場における自由な競争に関係しなければ、民事訴訟か他の行政機関に委ねるべきであるという者がいる。このような問題意識は、韓国でも、台湾でも多くの経済法学者により共有されているだろう。

たしかに、そのような議論は理由がある。実際に、東アジアの多くの国では、市場への影響が無視できるような軽微な不公正競争や不公正取引に対しても、競争法が適用されている。顔副教授や中山教授に依れば、韓国でも、台湾でも、公正取引委員会が、行政リソースを大きく配分することにより、市場における競争に影響しなくても取引の相手方が不利益を被る事態を競争法で広く規制しているという<sup>(注3)</sup>。

台湾の公正競争法における不公正競争行為の概念には、取引の相手方の利益を損なう多種多様な行為類型が含まれている。最も多いのが不当表示である。これは台湾の各産業では多数の中小企業が狭い市場で顧客獲得競争を行っているためであり、しばしば虚偽・誇大広告のような不当な競争手段がとられることになるからだという。次に欺瞞的・明白に不公正な行為が多いといわれる。不当に競争相手が知的財産権を侵害する旨の警告状を送付することや、生活関連物資等の買占め又は売惜しみを行うこと、大規模流通業者が納入業者に優越的地位の濫用を行うなどの行為が挙げられている。他方、自由競争阻害行為や公正競争阻害行為の事件はかなり少ないが、そのなかでは拘束条件付取引の違反事例が最も多いという<sup>(注4)</sup>。

韓国では最近10年の公正な取引方法の処理件数は日本より遥かに多いという。非公式の措置も含まれているが、非公式措置の数は日本に比べて遙かに少ないという。多くの事例が市場に対する影響を考慮せずに処理されているので、私的な紛争の類も法的措置の対象になっているという。韓国の競争法の専門家は、競争政策の観点からは重要性の低い事例があまりに多く処理されており、それらは民事訴訟で処理されるべきものと指摘し

てきた。

中国では、市場支配的地位の濫用規制の規定はあるが、不公正取引を規制する明文の規定はない。しかし、中国でも、市場支配的地位の濫用規制の条文（法）の解釈により相対的な支配的地位の濫用規制を導き出して、不公正取引の規制が行われるべきと言う議論が行われているという<sup>(注5)</sup>。

日本では、前述のように、不公正取引の規制を有力な事業者の行為に絞ることで、競争制限効果を考慮して不公正取引の規制が行われているといわれる。しかし、中山教授は、多数の非公式の措置（警告、注意）の存在を視野に入れば、日本でも不公正取引の事例は多く、市場への影響を見ないで規制しているという。これは韓国や台湾と異ならない面が日本にもあるという重要な指摘である。たしかに、中山教授の研究によれば、非公式の措置を含めて措置の全体をみると、公式の法的措置をとられた事例は一部（約10%）にとどまり、大部分の事例（約90%）が非公式の措置（警告・注意）で処理されているという。とくに、注意が多い（74%）。さらに、これらとは別に、石油製品、酒類、家庭電気製品の不当廉売に対する迅速な措置（これも「注意」による）をみると、これは約8千100件あり、上記の措置全体の20倍になっているという。公式の説明と運用の実態が異なっている。これを評して、中山教授は規制の「2重基準」といっている<sup>(注6)</sup>。

このような規制の実態を見れば、東アジアでは、不公正取引の規制に強い行政需要があり、それに公正取引委員会という行政機関が必死に応えているという姿が見えてくる。そして、不公正取引の規制をいつまでも東アジア競争法の重要な課題としてよいのかという議論も起きている。たしかに、不公正取引の規制が競争法の課題の中心となれば、競争当局は、競争法のグローバル・スタンダードに適うバランスのとれた法適用ができなくなるであろう。

---

<sup>(注3)</sup> 顔廷棟「台湾競争法の動向と今後の課題」『新世代法政策学研究』第8号（2010年）、中山武憲「東アジア諸国経済法における不公正な取引方法規制の現状と課題」名古屋経済大学「名経法学」28号119－147頁（2010年）。

<sup>(注4)</sup> 顔廷棟、前注論文。

---

<sup>(注5)</sup> 韓懿、後掲(注7)の論文。

<sup>(注6)</sup> 中山武憲、前注論文。

#### （４）私的独占あるいは市場支配的地位の濫用と、不公正取引・不公正競争の関係

日本では、前述のように、公式な措置だけをみれば、不公正取引の規制を有力な事業者の行為に絞ることで、競争制限効果を考慮している。しかし、皮肉なことに、公式の措置を、有力な事業者の行為に絞ったことで私的独占の規制が少なくなったという面がある。私的独占の規制に相応しい事例が、私的独占より競争への悪影響が小さいとされる不公正取引の規制によって代替・吸収されるという安易な結果を招いた。そのため、日本では、近年まで私的独占の規制事例は少なく、排除・支配行為の違法性の基準や排除行為の市場効果の議論は深まることがなかった。

韓国では、不公正取引の規制の多数の事例が公式な行政措置として処理された。韓国の公正取引委員会が市場の競争への影響を立証する負担を免れたことから、多数の公式措置命令ができたのであろう。さらに、市場支配的地位の濫用の規制（法３条の２）も、不公正取引の規制（法23条）の延長上に、市場における競争制限効果を考慮せずに規制が行われた。このことが市場支配的な地位の濫用規制の理論の深化と実務の対応が遅れた原因になっている。台湾でも、市場支配的地位の濫用規制（３条）が不公正取引の規制（23条）の延長上に位置づけられ、競争への影響を考慮せずに規制が行われている。日本や韓国と同じ課題問題が起きているといえよう。

中国では、条文の構成から、取引の相手方の利益を損なう不公正取引を規制する条文はないが、前述のように、解釈により規制を導く動きがあるといわれ<sup>(注7)</sup>、また、不公正取引の規制に強い行政需要があると思われるので、他の東アジアの競争法の影響を受けて不公正取引を規制する途が開かれる可能性がある。

そのようになれば、市場支配的地位の濫用規制も、「抽象的で間接的で目に見えにくい」自由競争の被害を違法性の要件とせず、取引相手や競争相手に対する「具体的で直接的で目に見えるもの」被害を重視した法運用

---

<sup>(注7)</sup> 韓懿「中国競争法における「相対的な市場支配的地位」の濫用理論について」『新世代法政策学研究』第8号（2010年）。

となる懸念が生まれるであろう。それは競争法の法執行全体のバランスにおいて、グローバル・スタンダードからの乖離をもたらすだろう。

#### （５）新しい動き

グローバル・スタンダードに接近するという課題に最初に取り組んだのは韓国であろう。韓国では、2008年の公正取引法の改正で不公正取引の調停制度を導入した<sup>(注8)</sup>。この制度は当事者の申し立てにより、公正取引委員会の内部に設けられた紛争調停協議会において調停が行われる仕組みであり、民事制度ではなく行政サービス制度である。調停は、当事者の申し立てにより行われる。紛争が調停により解決すれば、公取委は措置を取らないとされる。影響が当事者間にとどまるタイプの行為（不公正取引）に調停制度が適用されるという。

民事訴訟に相応しい不公正取引の規制が、紛争当事者の発意により、公正取引委員会の内部に設けられた紛争調停協議会での自発的な解決に委ねられた。これにより韓国の公正取引委員会は、市場における「抽象的で間接的で目に見えにくい」競争への悪影響を問題にする規制、すなわち、市場支配的地位の濫用規制やカルテル規制の課題に目を配ることができるようになる。

このような動きに連動するかのようにより、ポスコ事件大法院判決が下された<sup>(注9)</sup>。韓国の鉄鋼会社ポスコは、川下の市場に新規参入した事業者による新規の取引要請を拒絶して、公正取引委員会により市場支配的地位の濫用（法第3条の2第1項第3号の取引拒絶）とされた。しかし、大法院判決は、事業者が、市場支配的地位の濫用として違法とされるには、特定の事業者に不利益が生じたというだけでは不十分で、取引拒絶が商品の価格上昇、産出量の減少、革新の阻害、有力な事業者の数の減少、多様性の減

---

<sup>(注8)</sup> 中山武憲、前注論文、鄭浩烈「韓国公正取引法における最近の動向」（李妍淑・訳）『新世代法政策学研究』第8号137－150頁（2010年）。

<sup>(注9)</sup> 「資料：韓国の鉄鋼会社ポスコの市場支配的地位の濫用事件に関する大法院判決とソウル高等法院判決の紹介」（李妍淑・訳）『新世代法政策学研究』第3号145－189頁（2009年11月）。

少のような市場の競争の制限効果をもたらすか、そのような意図と目的がある場合でなければならないとした。市場における「抽象的で間接的で目に見えにくい」競争への悪影響の立証を公正取引委員会に求めたのである<sup>(注10)</sup>。

日本では、私的独占の規制、とくに「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件（3条前段、2条5項）の解釈は行われてきたが、今から考えれば、不公正な取引方法の「公正競争阻害性」による規制が代替・吸収している時代に、排除、支配の行為概念も含めて、議論はそれほど活発でなかったといえよう。しかし、独占禁止法の運用の強化が行われた1990年代末より、私的独占の規制の事例が増加し<sup>(注11)</sup>、また、2005年の私的独占（支配行為）に課徴金を導入する改正により、競争の実質的制限の意義を議論する実務的な基礎が与えられた。さらに2008年の改正で私的独占の排除行為にも課徴金が課されるようになり、不公正な取引方法の一部の行為類型にも課徴金が課されるようになった。私的独占の支配に対しては、違反行為に関する商品・役務の違反行為の実行期間中の売上額の10%を、私的独占の排除に対してはその6%を、不公正な取引方法の一部の行為には2%ないし1%を徴収することになった。こうして、私的独占相当行為を不公正な取引方法で代替・吸収規制する従来のやり方は通用しなくなった。

---

<sup>(注10)</sup> 最高法院は、市場支配的地位の濫用において立証が求められる市場への悪影響は、「商品の価格上昇、産出量の減少、革新の阻害、有力な事業者の数の減少、多様性の減少のような市場の競争の制限効果をもたらすか、そのような意図と目的がある場合でなければならない」とした。しかし、権五乗教授が指摘するように、自由競争阻害の被害は「抽象的で間接的で目に見えにくい」ものである。そのために、いかなる証拠で、どのような方法で市場への悪影響を立証するかということは韓国法の今後の重要な課題であろう。

<sup>(注11)</sup> 日本の私的独占の規制は、1996年の日本医療食事件の摘発から始まる。2010年まで10件ほどの事件が摘発された。そして、排除行為の違法性基準や排除行為の競争制限効果について、欧米のRRC理論や、「同等に効率的な競争者」の理論、「経済的に不合理な行為」の理論などを参照しながら、活発な議論が行われるようになった。しかし、経済学を利用した議論は甲論乙駁の様相を呈しており、妥当な違法性基準の確立へと収束していない。

これらの韓国と日本の動きは独占行為（私的独占ないし市場支配的地位の濫用）の規制におけるグローバル・スタンダードへの接近という課題に実務の側から応えるものであろう<sup>(注12)</sup>。

このような動きの中で、孤立したような不公正取引の規制はどのように行われるべきであろうか。私の意見を述べれば、韓国や日本のように私的独占や市場支配的地位の濫用規制にグローバル・スタンダードの議論ができる実務的な土台が形成される限り、これと明確に区別された不公正取引の規制を公正取引委員会の関連した任務として残して良いと思われる。不公正な取引の規制を競争法から外して民事訴訟に委ねるべきという主張は東アジアの国々では被害者の救済を放置してしまうおそれがある。なぜなら、不公正取引の被害者が民事訴訟を提起する事態は、取引関係を解消する覚悟で行われる実態が多いからである。不公正取引の被害者は、取引の継続を望んでいれば、報復を恐れて、裁判を提起することはしないだろう。また、紛争解決として裁判の利用する意識の低さや、裁判所の過疎的な配置、裁判費用の問題もあるであろう。

かかる取引当事者の関係に第三者たる公正取引委員会が登場することは、取引関係の改善を可能とさせることが期待される。市場における自由競争の維持と区別された任務として、公正取引委員会が、不公正取引の規制を行うことが望ましいだろう<sup>(注13)</sup>。そのうえで、公正取引委員会が、不

---

<sup>(注12)</sup> 不公正取引の規制と区別されるこのような動きを通じて、韓国の競争法も、韓国の経済的な地位に相応しく、欧米の単独行為者の独占行為ないし市場支配的地位の濫用規制の議論を受け入れて、グローバル・スタンダードの議論に参加すべきと主張するものとして、内容の引用は筆者により許されていないが、Hwang Lee, “Balancing of Competitive effects of abuse of dominance in a Developing Economy”, Report at ACA 2010 Annual conference (Sept. 16th, 2010, Seoul, Korea). Prof. Hwang Lee said this paper is not for citation.

<sup>(注13)</sup> 消費者保護のための不公正取引規制の権限が公正取引委員会から他の役所に移管されることは望ましいと考えられるかもしれない。しかし、必ずしもそうではない。日本では、不公正な取引方法のうち、消費者に対する不当景品規制や不当表示規制は特別法として景表法の適用が公正取引委員会により行われてきた。平成21年改正で、景表法の所管は消費者行政のために新設された消費者庁に移された。しかし、予算や人員の制約や行政的な処理権限の弱さにより執行力が落ちたといわれる。

公正取引の規制をどのように扱うかは様々な方法がある。韓国のように、調停制度を置くのも一つの考え方であろう。不公正取引を規制することで、他の禁止行為とのバランスが損なわれなければよいのである。不公正取引や不公正競争の規制がもたらす自由競争との緊張関係は公正取引委員会のなかでの緊張関係としてバランスが取られるのがよいであろう。行政コストが大きいという難点はあるが、これが東アジアにおける当面の解決策であると思われる。

## 結論に代えて

欧米の競争法の新しい議論は東アジア競争法の研究においても影響力をもってきた。最近では、ゲームの理論で強化されたミクロ経済学を基礎に、単独の市場支配的事業者の一方的な行為の規制基準を議論する欧米の研究が日本だけでなく韓国や中国でも紹介されている。しかし、最近まで、実務はそのような議論を受け入れて妥当性を論じる前提を形成してこなかった。最近になって、ようやくその環境が整備されたといえる。単独の市場支配的事業者の一方的な行為の規制基準を議論する欧米の研究に同等に参加できる能力を培う必要がある。可能であれば、それを東アジア経済法の観点から検討して、議論の均衡点を変更させる力を蓄えることも必要であろう。

しかし、そのために、東アジア競争法における不公正取引の規制をアングロサクソン系諸国のように、契約法や不法行為法の問題に委ねるべきだという結論にはならない。それは我々の考えるグローバル・スタンダードではない。不公正取引の規制に強い行政需要があることはすでにみた通りである。これを放置することはできない。これは東アジアの地域的な共通な課題とすることができよう。そして、公正取引委員会が、自由競争阻害の行為を規制する課題とは区別された課題として担当すべきであろう。